

令和7年度 大分県保育実習等旅費支援事業実施要領

1 目 的

本事業は、大分県内保育所等への就職を検討している県外の保育士養成施設に修学中の学生が、県内保育所等で就職活動として行う自主実習や見学及び就職の試験や面接を受ける際に必要な旅費を助成することにより保育士や幼稚園教諭の確保・定着を図ることを目的とする。

2 定 義

この要領において、次に掲げる用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「自主実習」とは、学生が大分県内保育所等で行う自主的な実習であり、保育士資格取得に必要なカリキュラム上の実習は対象外とする。
- (2)「保育所等」とは、保育所、認定こども園、地域型保育事業、企業主導型保育事業、従事に際して保育士資格を要する児童福祉施設及び従事に際して幼稚園教諭免許を要する幼児教育施設をいう。

3 対象者

対象は、次の（１）から（３）までのすべての要件を満たす者とする。

- (1) 大分県外に居住し、県外の指定保育士養成施設（※）に修学している者であって、県内の保育所等へ就職を希望していること
 - (2) 自主実習や見学及び就職の試験や面接に要した費用に対し、本事業以外の補助金・助成金等の交付を受けていないこと
 - (3) 大分県公式保育士就業支援サイト「保育おおいた」に会員登録（登録無料）していること
- ※ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6の規定に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設

4 対象期間

令和7年5月1日（木）から令和8年2月28日（土）までとする。

5 対象経費等

この助成金の交付の対象となる経費及び上限額は、次のとおりとする。なお、各事業は、年度内に1人1回の申請とする。

助成区分	助成対象経費	助成上限額	
就職活動支援事業	県内保育所等で行った自主実習等の就職活動に要した経費 1 居住地と就職活動を実施した保育所等の最寄り駅を往復するために必要な公共交通機関（タクシーを除く。）を使用した交通費の実費 2 宿泊費の実費（最大5泊分）	1 交通費の実費の上限額	
		地 域	上限額
		九州(大分県を除く)	10,000 円
		近畿・中国・四国・沖縄	20,000 円
		関東・中部	30,000 円
		北海道・東北	40,000 円
		2 宿泊費の1泊当たりの上限額 10,000 円	

面接支援事業	県内保育所等で就職の試験・面接を受ける際に要した経費 1 居住地と就職活動等を実施した保育所等の最寄り駅を往復するために必要な公共交通機関（タクシーを除く）を使用した交通費の実費 2 宿泊費の実費（1泊分）	1 交通費の実費の上限額	
		地 域	上限額
		九州(大分県を除く)	10,000 円
		近畿・中国・四国・沖縄	20,000 円
		関東・中部	30,000 円
		北海道・東北	40,000 円
		2 宿泊費の1泊当たりの上限額 10,000 円	

6 募集人数

募集人数は、予算を超えない範囲の人数とし、原則先着順で受け付けるものとする。

7 申請方法

助成金の交付を受けようとする者（以下、「申請者」という。）は、電子申請、郵送又は持参の方法により、次に掲げる書類を添えて、県内保育所等での就職活動実施後及び面接終了後、令和8年2月28日（土）までに、速やかに申請を行うものとする。

- (1) 大分県保育実習等旅費支援補助金交付申請書（様式1）
- (2) 大分県外の学生であることを確認できる書類（学生証の写し、在学証明書など）
- (3) 居住地の確認できる公的証明書（運転免許証など）または公共料金の領収書（電気料、水道料金などの写し）
- (4) 公共交通機関及び宿泊先等への支払いを証する書類
- (5) 面接・自主実習等実施証明書（様式2－1または様式2－2）
- (6) 振込先口座情報がわかる書類（通帳の写しなど）
- (7) 自主実習等の就職活動後のアンケート（面接支援事業は除く）（様式3）

8 交付決定等

大分県社会福祉協議会長（以下、「県社協会長」という。）は、提出された書類を審査し、適当と認めるときは、助成金決定通知書（様式3）により申請者に通知する。

また、助成金は、申請者が指定する金融機関の口座へ振り込むものとする。

9 交付決定の取消等

県社協会長は、申請及び交付において、虚偽又は不正が判明したときは、交付決定を取消し、申請そのものを無効とすることができる。また、交付額全額を返還させることができるものとする。

10 個人情報

本事業において取得した個人情報は、本事業の運営のみに利用することとし、大分県社会福祉協議会個人情報保護規程に基づき適正に管理する。

11 その他

- (1) 県社協会長は、助成金の交付を受けたものに卒業後の進路に関する調査を行うものとする。
- (2) この要領に規定するもののほか、必要な事項は、大分県社会福祉協議会長が別に定める。

◇◆よくある質問◆◇

【助成条件】

質 問	答 え
1 助成金制度の活用にあたって、事前登録等を行う必要はありますか？	大分県保育士・保育所支援センターが運営する、大分県公式保育士就業支援サイト「保育おおいた」に求職登録をする必要があります。 また、電子申請を行う場合は申請用アカウントの作成を行ってください。
2 大分県に在住していて、県外の養成施設に在学している場合は対象となりますか？	大分県外に居住し、県外の指定保育士養成施設に修学している方を対象としていますので、大分県在住の場合は対象外となります。

【助成対象経費】

質 問	答 え
3 国外（留学先等）から大分県内保育施設等へ面接または実習等をした場合は助成対象となりますか？	助成対象となる交通費は、日本国内における大分県を除く都道府県の居住地と、大分県内の保育施設等を往復するために必要な交通費を指しますので、国外は対象とはなりません。
4 居住地から施設までの経路はどのような経路でもよいのですか？	居住地と保育施設等の最寄駅を往復するために必要な交通費が対象となりますので、経路が明らかに私事の旅行や帰省が目的であると判断される申請については、助成の対象とならない場合もありますのでご注意ください。
5 LCCを利用した場合の助成対象経費はどうなりますか？	LCC（格安航空社）を利用した場合の助成対象経費は、航空券手配に必要な不可欠な次の料金に限りです。 ＜助成対象経費＞運賃、支払手数料、旅客施設使用料、座席指定料 受託手荷物の追加料金や、食事等のサービスが付帯されたオプションセット等で座席指定をした場合など、一般的な航空賃に含まれないものは、対象なりません。 なお、支払を証する書類として「旅程表」のみでは認められません。必ず「領収書」を印刷してご提出ください。ただし、領収書に利用日や利用区間が記載されていない場合は、旅程表も併せてご提出ください。
6 駅から施設まで距離があるため、路線バスを利用する必要があるのですが、路線バス代は助成対象経費となりますか？	面接や試験実施地まで路線バスを利用しなければならない場合は、助成対象経費として認められます。 ただし申請のためには支払を証する書類が必要ですので、領収書を発行してもらう必要があります。運賃表や乗車証明書では、宛名や押印がないため提出書類として認められませんのでご注意ください。 電子マネーを利用する場合の支払証明は 質問16 を確認してください。
7 施設から宿泊場所までの交通費は助成対象経費となりますか？	面接や試験実施地から宿泊場所までの交通費は助成対象外です。
8 各事業は、年度内に1人1回の申請とするとありますが、1回の申請で何園かの見学等をしてよいですか？	複数園の見学等を実施いただいても構いませんが、助成の対象となる交通費は1施設のみ（居住地と保育施設等の最寄駅を往復するために必要な交通費）となります。

質 問	答 え
9 保育実習等のために数日間ホテルに宿泊する必要があります。日によって宿泊料金が違うのですが問題ありませんか？	宿泊施設が設定する宿泊料金が曜日等によって異なる場合も申請は可能ですが、1泊あたりの宿泊料金を確認する必要がありますので、<u>1泊ずつの宿泊料金が分かる領収書</u>を添付する必要があります。領収書に合計金額しか記載されていない場合は、<u>宿泊日数（●日から■日まで宿泊）</u>が併記されたものを添付してください。 なお、食事代などのオプション料金は対象となりません。
10 内定後の実習は助成対象となりますか？	内定後の内定先施設への実習等は助成対象<u>外</u>です。
11 移動日と活動日が離れていた場合、助成対象となりますか？	対象になります。ただし、移動日と活動日の日付が極端に離れている場合は対象外となります。 ※施設訪問日を含めない30日以内の行程であれば助成対象とします。その他事情がある場合には、お問い合わせください。 ＜認められる例＞ 合計30日のため、往路復路共に助成対象 往路：8月 1日（面接まで14日） 面接：8月15日 帰路：8月31日（面接後16日） ＜認められない例＞ 合計31日のため、往路復路共に助成対象<u>外</u> 往路：8月 1日（面接まで14日） 面接：8月15日 帰路：9月 1日（面接後17日） ＜認められない例＞ 合計31日のため、往路復路共に助成対象<u>外</u> 往路：8月 1日（面接まで1日） 面接：8月 2日 帰路：9月 1日（面接後30日）
12 博多一小倉の移動に新幹線を利用した場合、助成対象となりますか？	博多一小倉の移動で新幹線を利用した場合は、<u>特急料金に算出し直した額を助成対象</u>とします。 ※その他不明な点や事情がある場合には、あらかじめお問い合わせください。

質 問	答 え
-----	-----

【提出書類】

質 問	答 え
13 申請は郵送のみですか？	①郵送または持参、②電子申請のいずれかによる申請が可能です。
14 申請書類に添付する公的証明書として運転免許証を提出したいのですが、住所変更の手続きをしていません。その場合はどうすればよいですか？	運転免許証など公的証明書の住所変更の手続きをしていない場合は、電気料金、水道料金などの公共料金の領収書の写し（申請者本人名義で居住地が確認できるもの）を添付してください。
15 運転免許証の住所変更手続きをしておらず、また公共料金は保護者が支払っているため居住地の確認ができる書類がありません。その場合はどうすればよいですか？	申請前に、用意すべき「居住地の確認できる書類」を現住所に変更してから、申請書を提出してください。また電気会社やガス会社によっては、現住所を加味した公共料金の領収書を発行できる場合がありますので、各会社にお問合せください。
16 公共交通機関を利用する際に電子マネーを使用します。支払証明はどうすればよいですか？	Suicaなどの電子マネーを利用した場合は、各インターネットサービスによる「ご利用明細書（領収書）」や「利用履歴」を印刷したものを添付してください。添付書類による確認ができる場合のみ申請の対象となります。
17 高速バスチケット等をコンビニや金券ショップで支払・購入しました。支払証明はどうすればよいですか？	店頭で領収書を発行してもらう必要があります。宛名（申請者本人）、金額、支払日、ただし書（バス代として等）を記載し、押印されたものを支払証明書として提出してください。
18 無人駅を利用し、電子マネーも持っていない場合の領収書はどうすればよいですか？	自動券売機か、職員がいる駅の窓口等で領収書を発行してもらう必要があります。詳しくは利用する鉄道会社にご確認ください。使用済み切符は支払証明とは認められないのでご注意ください。

【その他】

質 問	答 え
19 申請書類に使用する印鑑としてシャチハタを使用してもよいですか？	インク浸透印（シャチハタ）は申請書類に使用できません。同一規格のものが多く、時間が経過すると不鮮明になるものもありますので、適当ではありません。
20 申請書類を「消せるボールペン（フリクションボールペンなど）」で記入してもよいですか？	消せるボールペン（フリクションボールペンなど）は、本補助金関係書類には使用できませんので、ご注意ください。